平成２６年（フ）第２２３３号
大阪市淀川区野中北２丁目８番16号　松山文化103号
債務者　元佐　洋子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３２６号
大阪市城東区古市１丁目17番２―811号
債務者　守本　　晃
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３６６号
大阪府八尾市東山本町４丁目２番８号アイレックスプラザ314号、住民票上の住所大阪府八尾市上之島町南５丁目７番地の14
債務者　笠井　富男
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４１９号
大阪市東淀川区瑞光１丁目３番12号　瑞欣マンション403号
債務者　野原　達夫
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４４０号
大阪府東大阪市荒本新町６番36―510号　ロイヤルマツイ510号室
債務者　河合　純子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４５３号
大阪府寝屋川市春日町30番20号
債務者　高原　一男
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５０３号
大阪府東大阪市西岩田４丁目７番51―203号　サンフェスタ
債務者　亀井　弘美
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５１６号
大阪市東淀川区大道南１丁目８番２―208号
債務者　堀本　雅子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５３８号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田４丁目14番32号　エレガントヒルズ２号館　101号
債務者　濃野　文香（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５４２号
大阪府大東市諸福６丁目２番07号１―302号
債務者　倉田　光春
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５６４号
大阪府東大阪市島之内２丁目５番10―310号
債務者　木南　京子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５６６号
大阪府寝屋川市萱島東１丁目７番６号
債務者　飯田　　梢
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０号
北海道苫小牧市啓北町２丁目６番１号　カーサ・デ・リラ203
債務者　佐藤　未央
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３９号
福島県いわき市小名浜下神白字館ノ腰31番地　雇用促進住宅２―305
債務者　小松　大輔
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第４０７号
広島市中区羽衣町１番32―201号
債務者　藤岡　　瞳（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１９号
広島市安佐南区東野２丁目28番19号
債務者　鵜瀬　晃司
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２８号
広島市南区本浦町13番６号
債務者　三登　純夫
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０７号
東京都立川市錦町１丁目14番８号メゾンドノア錦町106号
債務者　立川　　純
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部